「想族あんしんたく」について

「じゅうろく遺言代用信託」を通して、 大切なご家族への想いを、

安心(あんしん)して、託(たく)していただきたい…

そんな信託(しんたく)商品にできたら…

との願いを込め、商品名(愛称)を「想族あんしんたく」としました。

商品についてのお問い合わせ

詳しくは、お近くの十六銀行の店舗にお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。







もしもの時にそなえ、 大切なご家族が安心できるよう、 想いを届ける資金を準備しませんか。

届ける資金を準備しませんか。解決できるかもしれません。

もしもの時の、こんなお悩みはありませんか?

もしものことが起きた時、 家族でもすぐに預金を引き出せ なくなるって聞いたけど本当?

一般的に、被相続人の銀行預金は、相続 発生後、家族でも入出金等の手続きが 制限されます。

遺言書が作成してあっても すぐに預金は 引き出せないの?



遺言書を作成しても、実際に預金を引き 出すことができるようになるまで手間や 時間がかかります。

お金がすぐに引き出せないと お葬式費用の支払いや、 入院費等をどうしよう。



葬儀費用は、葬儀終了後1週間以内に 請求されることが一般的なようです。 そのほか、生前の入院費用等の支払いの 資金も必要です。

自分にもしものことが 起きた際、のこされた 家族の生活が心配だ。



預金が引き出せなくなると、葬儀費用等の一時的な出費だけでなく、のこされたご家族の当面の生活資金も準備しておかなければなりません。

年齢や健康状態を考えると、 今から相続にそなえて 加入できる商品は あるのかしら。



相続にそなえた商品でも、年齢や健康 状態により、お申し込みいただけない 商品もございます。

遺産の一部は、 ふるさとや地域社会に 寄付をしたいのだが、 手続きは面倒かな?



法定相続人以外への遺贈については、 一般的に遺言書の作成等の手続きや 費用が必要です。

じゅうろく遺言代用信託 「想族あんしんたく」 **5つの特徴**

1 簡単・迅速

じゅうろく遺言代用信託「想族あんしんたく」でしたら、

みなさまのこれらのお悩みを

- ●お申し込みは簡単。申込年齢の上限はなく、もちろん医師の診査や告知も不要です。
- ●お申し込み時に、お受取人のご来店・ご面談は不要です。
- ●お受け取りも簡単。お受取人さまの簡単なお手続きで、遺産分割協議前でも迅速に資金(信託財産)をお受け取りいただくことができます。

2選べる〈一時金型〉と〈年金型〉

- ●すぐに必要となる葬儀費用や当面の生活費等を一括して受け取る〈一時金型〉と、のこされたご家族が 安心して生活できるよう、定期的に資金を受け取る〈年金型〉をお選びいただけます。
- ●〈年金型〉の受取サイクルは、毎月もしくは隔月です。
- ●〈一時金型〉と〈年金型〉の両方をお申し込みいただくこともできます。

3 元本保証

- ●元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただきます。
- ●本信託は、預金保険制度の対象です。

4幅広い受取人の指定が可能

●法定相続人に加え、〈一時金型〉は、お孫さまや、お子さまの配偶者など、幅広いお受取人の指定が可能です。(申込金額や受取方法に一定の制限がございます。)

5 「遺贈寄付」にも対応(〈一時金型〉のみ)

●本信託を利用し、提携先法人等を信託財産のお受取人に指定することが可能です。 (申込金額に一定の制限がございます。)

本信託の遺贈寄付提携先法人等については、担当者にご確認ください。

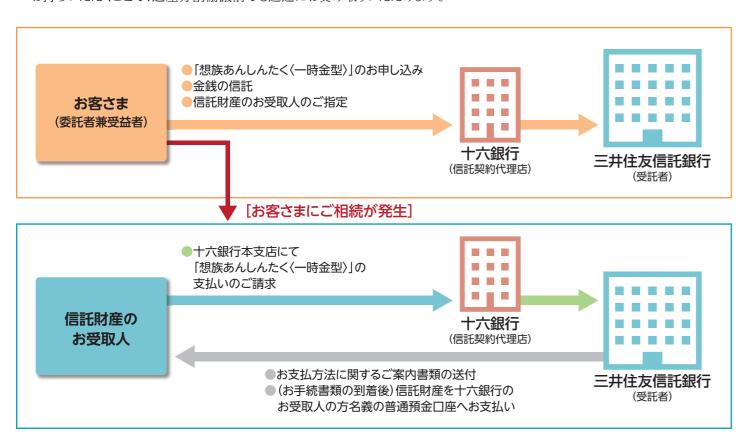
想族あんしんたく〈一時金型〉

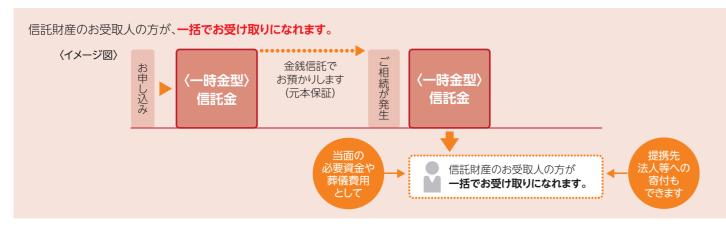
「想族あんしんたく〈一時金型〉」の仕組み

ご相続が発生した場合、のこされたご家族の方は、「葬儀の段取り」「相続関係の手続き」といったさまざまなお手続きが待っています。「想族あんしんたく〈一時金型〉」は、お客さまにご相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたお客さまのご家族の方等に、お預かりしている信託財産を一括でお支払いする商品です。

当面の必要資金や葬儀費用など、万一の際にすぐに使えるご資金を備えておくことができます。

- 一元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただきます。
- ●お申込時に、お客さまの法定相続人、直系卑属またはその配偶者、提携先法人等の中から、信託財産のお受取人としてお一人さままたは一法人をご指定いただきます。
- ●ご相続が発生した際、本信託でお預かりしている信託財産は、信託財産のお受取人の方が十六銀行本支店に所定の書類をお持ちいただくことで、遺産分割協議前でも迅速にお受け取りいただけます。





お申し込み

個人のお客さまが対象です。

お客さまお一人につき、複数契約お申し込みいただけます。また、本信託の一時金型、年金型、三井住友信託銀行の同種の商品を含む各契約の入金金額の合計は3,000万円までとなります。

| 商品名 | 特約付指定金銭信託〈一時金R型〉 | | | |
|---------------|---|--|--|--|
| お申込金額 | 100万円以上3,000万円以下(1円単位) | | | |
| 信託期間 | 信託契約日から信託終了日(相続の発生等)までとします。 | | | |
| 追加信託 | 信託設定後の追加入金はできません。 | | | |
| 信託報酬 | ①設定時報酬:設定する信託金額に対して1.65%(税込) ※信託金額×1.5%(1円未満切捨て)+消費税等で計算します。 ②運 用 報 酬:毎年3・9月25日に信託金を運用した収益から信託元本と予定配当率に基づき 計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を収受します。これは、 指定金銭信託約款に定める指定金銭信託(一般口)の信託報酬です。 | | | |
| 信託財産のお受取人のご指定 | お客さまの法定相続人、直系卑属またはその配偶者、提携先法人等の中からお一人さままたは 一法人をご指定いただきます。 | | | |
| その他 | ●お預け入れいただく金銭信託は元本補てん契約が付与されています(元本保証商品)。 ●また、本信託は預金保険制度の対象となっていますので、万一三井住友信託銀行が払い戻しを停止した場合においても、預金保険の保険金の範囲までは保護されます。 ●本信託お申し込み時には、三井住友信託銀行による審査がございます。審査によりお預け入れいただけない場合がございますのでご了承ください。 | | | |

【ご注意いただきたい事項】

〈金銭信託について〉

- ○証書式のみのお取り扱いとなります。
- ○やむを得ない事情によりご解約のお申し出があった場合は、中途解約に応じることがあります。中途解約には、お手数料がかかります。

〈信託財産のお受取人(帰属権利者)のご指定について〉

- ○信託財産のお受取人は国内居住の方をご指定ください。お申込時点で未成年の方を指定することはできません。
- ○1契約に複数のお受取人の方をご指定いただくことはできません。複数のお受取人の方にご資金をお渡しされたい場合は、帰属権利者ごとにご契約いただきます。
- ○信託財産のお受取人に直系卑属またはその配偶者、提携先法人等を指定する場合は、直系卑属またはその配偶者、提携先法人等を信託財産のお受取人とする各契約の入金金額合計が200万円以下とします。
- ○信託財産のお受取人は届出により変更することができます。なお、お受取人の変更は、受託者である三井住友信託銀行が所定の書類を受理し確認した後に 効力が生じます。
- ○お申込時に、信託財産のお受取人の方のご氏名のほか、ご住所などをお届けいただきます。
- お申込後に信託財産のお受取人の方のご住所などが変更になった場合は、お客さまから十六銀行へご連絡ください。
- ○お申し込みにあたっては、ご相続人の方の遺留分等を考慮いただき金額をご決定ください。
- ○信託財産のお受取人の方がお受け取りになるご資金は、相続税の課税対象財産となります。
- ○お申し込みにあたっては、お客さまから信託財産のお受取人の方に対して「信託財産のお受取人に指定されたこと」をご連絡いただきます。また、本信託をご解約された際は、お客さまから信託財産のお受取人の方へご連絡ください。

相続発生時の信託財産のお支払い

ご相続発生時は、信託財産のお受取人の方が十六銀行本支店にご来店の上、お手続きをお願いいたします。本信託でお預かりしている信託財産は、下記の書類等をお持ちいただくことで、遺産分割協議前でも迅速にお受け取りいただけます。

お支払い時に必要な書類等

- ①委託者の方のご逝去が確認できる書類(死亡診断書(写し)または除籍謄本(原本)等)
- ②委託者の方の金銭信託証書(想族あんしんたく(一時金型))
- ③信託財産のお受取人の方の本人確認書類※
 - ※運転免許証など(改姓名等されている場合は、その旨も確認させていただきます。)
- ④信託財産のお受取人の方のご印鑑
- ⑤信託財産のお受取人の方の個人番号確認書類(個人番号カード、通知カード※等)
- ※2020年5月25日以降に通知カードの記載事項に変更が生じている場合はご利用いただけません。

本信託における法務上・税務上等の取り扱いについては、弁護士・税理士等専門家にご相談ください。

想族あんしんたく〈年金型〉

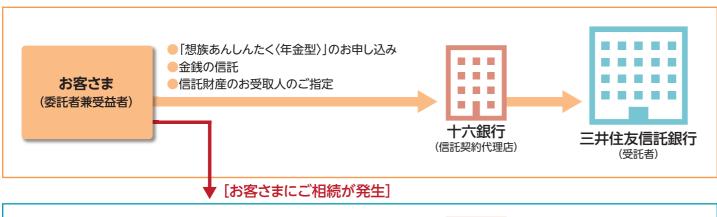
「想族あんしんたく〈年金型〉」の仕組み

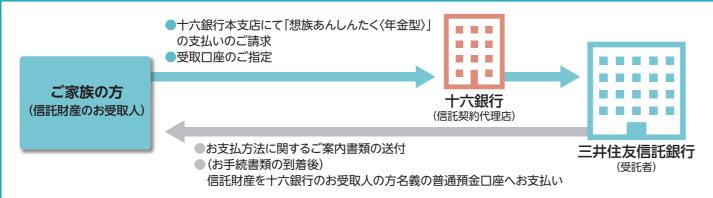
「自分にもしものことがあった時、のこされた家族が安心して生活できるよう、定期的に生活資金を受け取れるようにしたい」というご家族への想いにお応えするために、ご相続発生後もお預かりした信託財産を管理し、ご家族をささえます。

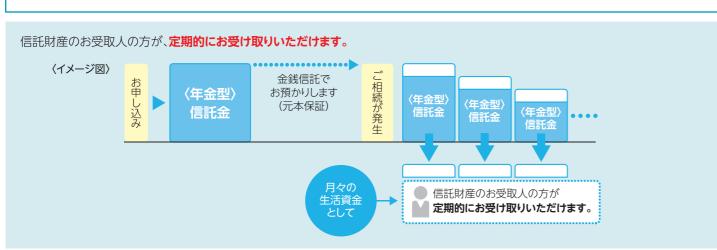
「想族あんしんたく〈年金型〉」は、お客さまに相続が発生した後に、あらかじめご指定いただいたお客さまのご家族の方にお預かりしている信託財産を定期的にお支払いする商品です。

月々の生活資金として、定期的にご家族の方がお受け取りいただけます。

- ●元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただきます。
- ●お申込時に、お客さまの法定相続人の中から信託財産のお受取人をお一人ご指定いただきます。
- ○ご相続が発生した際、信託財産のお受取人の方が十六銀行本支店に所定の書類をお持ちいただくことで、本信託でお預かりしている信託財産から、毎月または隔月ごとに年金をお受け取りいただけます。







お申し込み

個人のお客さまが対象です。

お客さまお一人につき、複数契約お申し込みいただけます。また、本信託の一時金型、年金型、三井住友信託銀行の同種の商品を含む各契約の入金金額の合計は3,000万円までとなります。

| 商品名 | 特約付指定金銭信託〈年金R型〉 | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|--|
| お申込金額 | 500万円以上3,000万円以下(1円単位) | | | | |
| 信託期間 | 5年以上25年以内(年単位) | | | | |
| 追加信託 | 信託設定後、5,000円以上(1円単位)で信託金の追加をすることができます。 ただし、追加信託後の各ご契約のお申込金額の合計は3,000万円までとなります。 | | | | |
| 信託報酬 | ①設定時報酬:設定する信託金額に対して1.65%(税込) ※信託金額×1.5%(1円未満切捨て)+消費税等で計算します。 ②運 用 報 酬:毎年3・9月25日に信託金を運用した収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を収受します。これは、指定金銭信託約款に定める指定金銭信託(一般口)の信託報酬です。 | | | | |
| 信託財産のお受取人のご指定 | お客さまの法定相続人の中からお一人ご指定いただきます。 | | | | |
| 相続発生後の ご家族の方の 受取方法 | ①受取サイクル 「毎月26日」または「隔月26日」からご選択いただきます。 ②1回あたりの受取金額 1万円以上1万円単位でご指定いただきます。 ※年間の受取金額が、申込金額の5分の1を超えない金額でご指定ください。 | | | | |
| その他 | ●お預け入れいただく金銭信託は元本補てん契約が付与されています(元本保証商品)。 ●また、本信託は預金保険制度の対象となっていますので、万一三井住友信託銀行が払い戻しを停止した場合においても、預金保険の保険金の範囲までは保護されます。 ●本信託お申し込み時には、三井住友信託銀行による審査がございます。審査によりお預け入れいただけない場合がございますのでご了承ください。 | | | | |

【ご注意いただきたい事項】

〈金銭信託について〉

- ○信託期間の変更はできません。ただし、信託期間の満了日までに信託財産のお受取人の方へのお支払いを開始する場合で、お支払いを開始する日から信託期間満了日までが5年未満の場合は、お支払開始日から5年後の応当日の前日を信託期間満了日とします。
- ○通帳式のみのお取り扱いとなります。
- ○やむを得ない事情によりご解約のお申し出があった場合は、中途解約に応じることがあります。中途解約には、お手数料がかかります。

〈信託財産のお受取人(第2受益者)のご指定について〉

- ○信託財産のお受取人は国内居住の方をご指定ください。
- ○1契約に複数のお受取人の方をご指定いただくことはできません。複数のお受取人にご資金をお渡しされたい場合は、お受取人ごとにご契約いただきます。
- ○信託財産のお受取人は届出により変更することができます。なお、お受取人の変更は、受託者である三井住友信託銀行が所定の書類を受理し確認した後に 効力が生じます。
- \bigcirc お申込時に、信託財産のお受取人の方のご氏名のほか、ご住所などをお届けいただきます。
- お申込後に信託財産のお受取人の方のご住所などが変更になった場合は、お客さまから十六銀行へご連絡ください。
- ○お申し込みにあたっては、ご相続人の方の遺留分等を考慮いただき金額をご決定ください。
- ○信託財産のお受取人の方がお受け取りになるご資金は、相続税の課税対象財産となります。
- ○お申し込みにあたっては、お客さまから信託財産のお受取人の方に対して「信託財産のお受取人に指定されたこと」をご連絡いただきます。また、本信託をご解約された際は、お客さまから信託財産のお受取人の方へご連絡ください。

想族あんしんたく〈年金型〉



相続発生時の信託財産のお支払い

ご相続発生時は、信託財産のお受取人の方が十六銀行本支店にご来店の上、お手続きをお願いいたします。

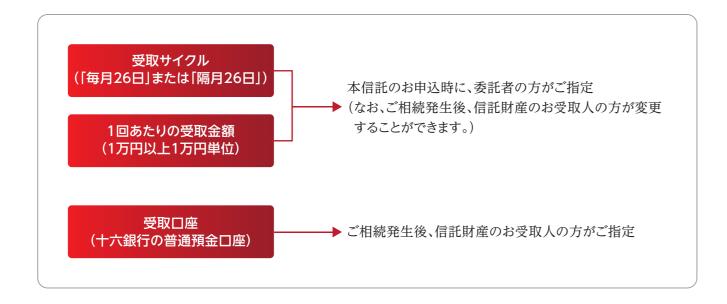
お支払い時に必要な書類等

- ①委託者の方のご逝去が確認できる書類(死亡診断書(写し)または除籍謄本(原本)等)
- ②委託者の方の金銭信託通帳(想族あんしんたく〈年金型〉)
- ③信託財産のお受取人の方の本人確認書類※ ※運転免許証など(改姓名等されている場合は、その旨も確認させていただきます。)
- ④信託財産のお受取人の方のご印鑑
- ⑤信託財産のお受取人の方の個人番号確認書類(個人番号カード、通知カード※等) ※2020年5月25日以降に通知カードの記載事項に変更が生じている場合はご利用いただけません。

受取口座のご指定

毎月または隔月ごとに受け取る信託財産の受取口座をご指定ください。

※受取口座は、信託財産のお受取人の方名義の十六銀行の普通預金口座をご指定いただきます。



お受け取りの開始

- ●お手続き月の翌月から受取開始となります。
- ●受取日は、「毎月26日」または「隔月26日」となります(26日が銀行休業日の場合は前営業日となります)。

申込時

想族あんしんたく⟨一時金型⟩と⟨年金型⟩の信託財産の受取人は、同じ家族を指定できますか。

A 同じご家族をご指定いただくことができます。ただし、お申し込みにあたっては、相続人の方の遺留分等を考慮いただき金額を ご決定ください。また、本信託の一時金型、年金型、三井住友信託銀行の同種の商品を含む各契約の入金金額の合計は 3,000万円までとなります。

Q 想族あんしんたく〈一時金型〉と〈年金型〉の信託財産の受取人は、 法定相続人以外の方を指定できますか。

A 想族あんしんたく〈一時金型〉に限り、信託財産のお受取人としてお客さまの法定相続人に加え、直系卑属またはその配偶者の中からお一人をご指定いただけるほか、提携先法人等を指定することも可能です。 ただし、法定相続人以外の方をお受取人とする各契約の入金金額の合計は、200万円以下とします。

契約期間中

(信託期間中に追加入金することはできますか。

想族あんしんたく〈年金型〉のみ、委託者の方が追加入金をすることができます(5,000円以上1円単位)。 A ただし、追加信託後の各ご契約のお申込金額の合計は3,000万円までとなります。なお、ご相続発生後、信託財産のお受取人の 方が追加入金することはできません。

▲ お手数ですが、十六銀行のお取引店にご連絡いただき、新たにお受取人をご指定ください。

相続時

受取人が受け取る信託金は、相続税の課税対象となりますか。

▲ 相続税の課税対象となります。税務上のお取り扱いは、税理士等専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

想族あんしんたく〈年金型〉は、相続発生後、いつから受け取ることができますか。

▲ 信託財産のお受取人の方が十六銀行本支店にご来店の上、お手続きいただいた後、お手続き月の翌月からお受取開始となります。ご相続発生後、すみやかにお手続きください。

▲ ご相続発生後、信託財産のお受取人の方が変更することができます。

想族あんしんたく〈年金型〉は、受取開始後、毎月(または隔月)の受取時に都度手続きが必要ですか。

A 受取開始後は、毎月(または隔月)のお受取時に都度お手続きは必要ございません。 毎月26日(または隔月26日)にご指定の受取口座にご入金します(26日が銀行休業日の場合は前営業日にご入金します)。

本信託における法務上・税務上等の取り扱いについては、弁護士・税理士等専門家にご相談ください。

_7

〈遺言代用信託〉と〈遺言信託〉の違い

遺言代用信託とは

遺言代用信託は、お客さまから金銭の信託を受け、相続発生時に、配偶者さまやお子さまなど、ご指定した方へスムーズに財産の引き継ぎを行う信託サービスです。

信託した財産は遺産分割協議の対象にならないため、遺言書を作成しなくても特定の方へ確実に財産を引き継ぐことができます。

遺言信託とは

遺言信託は、お客さまのご意向に沿った遺言書作成のアドバイス、遺言書の保管、相続発生後の財産の調査から遺言書に基づく相続手続きを行い、遺言執行完了までサポートさせていただくサービスです。

- ※ご相談内容によりお手伝いさせていただく内容が異なりますので、詳しくはお近くの十六銀行へお問い合わせください。なお、お申し込みの際には、三井住友信託銀行所定の以下の手数料が必要となります。 〈お申込時〉基本手数料:330,000円(税込)
- *別途、公正証書作成費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要になります。 〈遺言書保管中〉遺言書保管料:毎年6,600円(税込)
- 〈遺言執行時〉当社所定の遺言執行報酬を申し受けます。(最低執行報酬:1,100,000円(税込))
- 以上はお支払いプランの一例です。ほかのプランもあります。



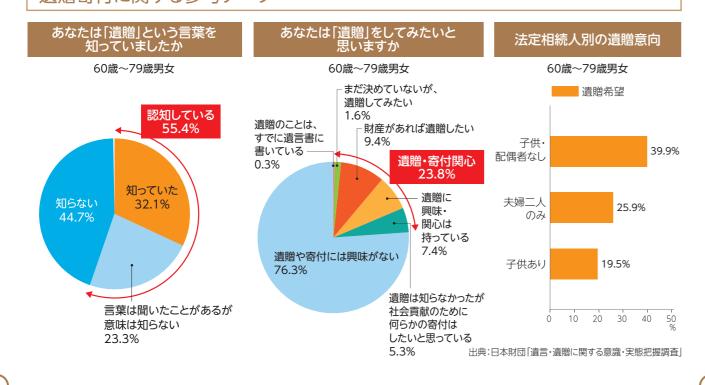


遺贈寄付について

- ●お亡くなりになった際、ご自身の財産の一部または全部を国、地方公共団体、学校法人、 公益法人等に、無償で譲渡することを遺贈寄付といいます。
- ●一般に遺贈寄付をするためには、遺言書の作成が必要ですが、じゅうろく遺言代用信託 「想族あんしんたく」は、簡便な手続で遺贈寄付が可能です。
- ※ 本信託を通じた遺贈寄付先については、提携先法人に限定します。
- ※ 本信託を通じた遺贈寄付は、お申し込みいただける金額に上限がございます。
- ※ 提携先法人や遺贈寄付の流れについては、十六銀行担当者にお問い合わせください。



遺贈寄付に関する参考データ



法定相続人と遺留分について

〈法定相続人の範囲と順位〉

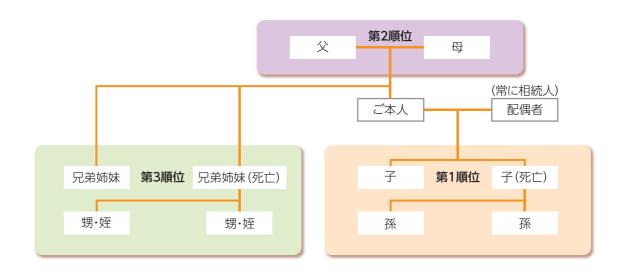
民法の規定により相続人となる人を法定相続人といいます。配偶者は常に相続人になります。

血族相続人(子・直系尊属(父母)・兄弟姉妹)は相続順位が定められており、先順位の者が優先して相続人になります。 血族相続人は子が第1順位、父母が第2順位、兄弟姉妹が第3順位になり、第1順位の子が存在する場合は第2順位、 第3順位の者は相続人になりません。

〈遺留分制度〉

民法では、一定の相続人に対して最低限の相続割合を定めています。これを「遺留分」といいます。

財産の分け方が、この遺留分を侵害することになった(最低限の相続割合を下回った)場合、相続開始後、遺留分を侵害された相続人は、侵害した他の相続人に対し、その侵害された金額の範囲内で金銭債権として請求することができます。 遺留分を主張することができる相続人は、配偶者、直系卑属、直系尊属に限られ、遺留分の割合も定められています。 兄弟姉妹には遺留分はありません。



法定相続割合と遺留分割合について 法定相続割合(下段は遺留分)

| 相続人の組合せ相続人 | 配偶者のみ | 子のみ | 父母等 (直系尊属) のみ | 兄弟姉妹のみ | 配偶者と子 | 配偶者と 父母等 (直系尊属) | 配偶者と 兄弟姉妹 |
|---------------|----------------|----------------|---------------------|------------|-----------------|-----------------------|-----------------|
| 配偶者 | 全部 (遺留分1/2) | | | | 1/2 (遺留分1/4) | 2/3 (遺留分1/3) | 3/4 (遺留分1/2) |
| 子 | | 全部 (遺留分1/2) | | | 1/2 (遺留分1/4) | | |
| 父母等 (直系尊属) | | | 全部 (遺留分1/3) | | | 1/3 (遺留分1/6) | |
| 兄弟姉妹 | | | | 全部 (遺留分なし) | | | 1/4 (遺留分なし) |

[※]相続人になるはずだった子や兄弟姉妹が被相続人よりも先に死亡している場合は、その子が死亡した人に代わって相続権を引き継ぎます。 子の場合は孫、孫も死亡している場合はひ孫と再代襲相続が認められますが、兄弟姉妹の場合は、その子(被相続人にとって甥・姪)に限り 代襲相続が認められます。

10

[※]子、直系尊属、兄弟姉妹について同順位の相続人が複数いる場合は、相続分を均等に人数で割ります。